【学会認定専門医から新専門医への移行に関する Q&A 集】

(2026 年 2 月時点)

《１、日本専門医機構認定の新専門医について》

Q１、日本専門医機構とは何か？また、新専門医とは何か？

A１、一般社団法人日本専門医機構（以下、日本専門医機構）は、「国民から信頼される専門的医療に熟達した医師を育成し、日本の医療の向上に貢献することを目指すこと」を目的に、従前の社団法人日本専門医制評価・認定機構を基盤として 2014 年 5 月に発足しました。

日本専門医機構においては、各診療科のうち、19 を基盤領域（内科、外科、整形外科等）と位置付けた上で、同 19 領域におきましては 2016 年以降に医籍登録を行った医師を対象に 2018 年 4 月から「新専門医制度（以下、新制度（＊）」による研修が開始され、日本専門医機構が認定する新専門医の取得を目指す医師は希望する診療科に登録を行った上で、3～4 年間の研修が行われております。また、修了者は日本専門医機構において「新専門医」として認定されます。

＊従来は各学会が定める研修細則に則り、カリキュラム制による研修を行った上で、各学会の判断で専門医の認定が行われておりました。
新制度におきましては日本専門医機構が定める指針に倣い、各学会は研修細則を作成し、同細則に基づいた研修プログラムを受付・審査すると共に、認定されたプログラムにおける研修状況の確認を行っております。また、研修の修了者を対象として、専門医試験を実施し、合格者は日本専門医機構へ最終審査を要請する手順となります。

（一般社団法人日本専門医機構ホームページ）
https://jmsb.or.jp/

Q２、新専門医へ移行するためには必要とされる要件は何か？

A２、学会認定の外科専門医から新専門医へ移行するためには、大きく以下の 3 点の要件を充たす必要があります。

１）勤務実態の証明（勤務履歴の申請）
２）診療実績の証明（NCD における外科症例 100 例）
３）講習受講（講習会 50 単位分の受講）

Q３、新専門医へ移行するメリットなどは何か？

A３、新専門医へ移行するメリットとしては、資格の広告の継続が可能であることが挙げられます。

現在は、厚生労働省より、学会認定の専門医及び日本専門医機構の新専門医の双方が広告を認可されておりますものの、令和 11（2029）年度以降は新専門医へ一本化され、学会認定の専門医の広告は認められなくなります。

なお、広告の定義については、厚生労働省へ照会したところ以下の回答を得ております。

＊＊ここから＊＊

医療法上の広告の定義は、「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して、文書その他いかなる方法によるかを問わず、広告その他の医療を受ける者を誘引するための手段としての表示」となります。医療広告ガイドラインでもお示ししている通り、①誘引性②特定性、いずれの要件も満たす場合、医療広告に該当します。

ただし、患者等が自ら求めて入手する情報（ウェブサイト等）については、一定の要件を満たした場合、広告可能事項の限定を解除し、他の事項を広告することができるとされています。

具体的には、学会認定専門医にかかる経過措置（＊）が終了した際には、駅や街中の看板、チラシへの掲載は不可となります。一方、院内掲示や医師個人の履歴書等への掲載は可（医療広告に該当しない）、ホームページへの掲載は可（医療広告に該当するが、限定解除により可）となります。

＊2028 年度末までに学会認定の専門医を更新した場合は、その認定期間の終了まで広告を認める措置が採られます。

＊＊ここまで＊＊

一方、外科専門医の認定料は、新専門医の場合は日本専門医機構の納付分の 11,000 円と、日本外科学会の納付分の 11,000 円を合わせて、計 22,000 円が必要となりますが、学会認定専門医の場合は日本外科学会納付分の 11,000 円のみが必要となります（すべて税込；申請手数料の 11,000 円は別途必要となります）。

Q４、新専門医へ移行することは必須であるのか？

A４、学会認定の外科専門医から日本専門医機構の新専門医への移行は、必須化ではありません。準備期間の事情等も踏まえまして、当面の間は、１）日本専門医機構が認定する新専門医への移行、２）学会認定の外科専門医として更新、のいずれかの選択を可能とします。

ただし、日本専門医機構が定める 19 の基盤領域のうち、既に大部分の学会認定専門医が新専門医への移行を開始しており、Q&A3 のとおり、資格の広告が新専門医に一本化されることとなり、さらに日本専門医機構からは学会認定の外科専門医を出来る限り早急に新専門医へ移行することを求められていること等から、なるべく早期に新専門医へ移行するご準備を進めてください。

《２、日本専門医機構認定の各種講習会について》

Q５、日本専門医機構認定の講習会とは何か？

A５、日本専門医機構が認定する講習会は「共通講習」と「領域講習」に大別されます。

「共通講習」は、すべての基本領域専門医が共通して受講する必要がある項目となり、以下に分類されます。

【共通講習の分類】

１）医療安全
２）感染対策
３）医療倫理
４）医療制度と法律
５）地域医療
６）医療福祉制度
７）医療経済（保険医療等）
８）両立支援
９）臨床研究・臨床試験
１０）災害医療

※１）～８）は必修項目となり、5 年間に 1 単位以上が必要となります。

必須となる１）～８）の共通講習については、日本専門医機構において e ラーニングが公開されております。

また、本会におきましても一部の共通講習を e ラーニングで公開しております。

（日本外科学会 e ラーニングについて）

https://jp.jssoc.or.jp/modules/elearning/index.php?content_id=24

（日本専門医機構ホームページ：講習会について）
https://jmsb.or.jp/senmoni/#an08

「領域講習」は、外科専門医が最新の知識や技能を身につけるために必要な講習等への参加を目的とした講習会です。5 年間で最低 20 単位以上が必要となります。
※日本外科学会が主催および指定する外科総論に関する e-ラーニングを 5 年間のうち必ず 5 単位分は受講することが必須となります。

【講習会の必要単位数一覧】

項　目	取得単位
i）診療実績の証明	10 単位（手術経験）
ii）専門医共通講習	最小 8 単位、最大 10 単位 （このうち 8 単位は必修講習）
iii）外科領域講習	最小 20 単位 （このうち 5 単位は外科総論講習を必修）
iv）学術業績・診療以外の活動実績	最小 2 単位、最大 10 単位 （このうち 2 単位は必修）

Q６、講習会はどこで開催されているのか？
A６、「共通講習」は、１）各学会の定期学術集会やｅラーニング、２）日本専門医機構のｅラーニング、３）各医療機関や日本医師会・都道府県医師会、等で開催されております。
　また、「領域講習」は各学会の学術集会やｅラーニング等で開催されております。
※外科領域として承認済みの講習会一覧につきましては、本会ホームページの「専門医制度」⇒「新専門医制度」⇒「共通講習/外科領域講習について」⇒「講習会検索（2018 年 4 月以降開催分）」をご参照ください。
また、各医療機関や日本医師会・都道府県医師会等で開催されている講習会一覧については、日本専門医機構のホームページをご参照ください。

（日本専門医機構ホームページ：講習会について）
https://jmsb.or.jp/senmoni/#an08

Q７、学術業績・診療以外の活動実績とは何か？

A７、定期学術集会への参加や専門医試験の問題作成、学術雑誌の論文の査読等が該当します。

なお、新専門医の申請に際しては、日本外科学会定期学術集会に 5 年間のうちに必ず 1 回以上参加することが必須となります。

Q８、単位数はどのように算定されるのか？

A８、「ii） 専門医共通講習」・「iii） 外科領域講習」共に、1 時間の受講につき 1 単位として算定されます。

「iv）学術業績・診療以外の活動実績」については、日本外科学会や外科 6 サブスペシャルティ領域学会の定期学術集会への参加 1 回につき 2 単位として算定され､参加実績は 5 年間で最大 6 単位（上限 3 回）まで算定可能となります.

※講習会 1 回あたりの受講単位数について、共通講習は 2 時間以上の講習の場合も 2 単位が上限となります。なお、領域講習については上限がありません。

Q９、受講した講習会はどのように登録すれば良いのか？

A９、受講者には個別に受講証が発行され、申請時の証明に代えられます。

同受講証を個別に本会マイページの「講習会受講状況」から新規登録することで、申請時に単位数として算定することができます。

なお、本会が管轄し、受付を行っている講習会（＊）につきましては、受講者の負担軽減のため、個別の受講証の登録を不要とします。

＊以下の講習会については、受講証の個別登録が不要です。

（⇒ただし、データの反映にはある程度お時間を要しますため、各種資格申請の締め切りが迫っているなどのご事情により至急の単位数反映が必要な場合に限りましては、ご自身により、上記手順にて登録することも可能です）

１）本会が主催する e ラーニング

２）外科 6 サブスペシャルティ領域学会が開催し、日本外科学会へ申請された各種講習会

３）その他、外科関連学会から日本外科学会へ申請された各種講習会

４）日本専門医機構が主催する共通講習の e ラーニング

《３、診療実績の証明について》

Ｑ１０、診療実績の証明とは何か？

Ａ１０、外科は、過去５年間に術者あるいは助手として 100 例以上の手術に従事し、かつ NCD に登録していることが必要となります。手術の内容については「外科領域経験目標」に準じ、症例の内容は問いません。100 例以上の登録があれば、単位として算定し、一律 10 単位を付与します。

なお、症例数については、従来の学会認定の外科専門医更新と同様に、NCD（National Clinical Database）の症例データを用いて算定します。

Ｑ１１、NCD の登録はどのように行えば良いのか？

Ａ１１、NCD は医療施設単位で加入の上、当該施設においてカルテ等の記録を基にした症例登録が行われております。

※NCD では当年１月から 12 月までの手術症例は、原則として翌年３月末日を登録承認期限として受け付けが行われております。

※その他、NCD 登録の詳細などは、NCD 事務局へお問い合わせください。

（一般社団法人 National Clinical Database　ホームページ）

https://www.ncd.or.jp/

《５、外科サブスペシャルティとの「連動更新」について》

Ｑ１３、新制度でも連動更新は行われるのか？

Ａ１３、従来の学会認定の外科専門医におきましては、外科サブスペシャルティ（(消化器外科専門医、心臓血管外科専門医、呼吸器外科専門医、小児外科専門医）を取得済みの会員において、当該サブスペシャルティと連携して申請手続きを簡略化することが可能でありました（外科専門医とサブスペシャルティ専門医の連動更新)。

　新制度においては乳腺専門医、内分泌外科専門医も参加の上、外科６サブスペシャルティとの連動更新に向けた協議を進めております。具体的な開始年度は方針が決定次第、改めてお知らせいたしますので、しばらくお待ちください。

《６、外科専門医の有効期限が令和８（2026）年 12 月 31 日までの方限定》

Ｑ１４、必要となる講習会受講は何単位分となるのか？

Ａ１４、外科専門医の有効期限が令和８(2026) 年 12 月 31 日までの会員におかれましては、準備期間が短い事情を踏まえ、日本専門医機構と個別に交渉した結果、一部要件を緩和し、

従来の学会認定の学会参加も加算できることとなりました。
必要単位数は以下となります。

i）診療実績の証明：10 単位
⇒Q10 の要件を充たすことで、自動的に 10 単位が付与されます。

ii）専門医共通講習：8 単位（8 種すべて必修）
⇒Q5 の共通講習における 1）～8）の受講が必要となります。

iii）外科領域講習： 10 単位（このうち 5 単位は外科総論講習を必修）
⇒Q5 の領域講習を 10 単位分受講する必要があります。

iv）学術業績・診療以外の活動実績： 2 単位
⇒本会定期学術集会 1 回以上の参加（2 単位/回）が必要となります。

ｖ）従来の学会認定の外科専門医更新に際しての研修実績：20 単位
⇒従来の学会認定の外科専門医更新に際しての研修実績として 20 単位が必要となります。
※ii)及び iii)については 1 時間あたり 1 単位の算定となりますが、ｖ）については 1 回の外科系定期学術集会への参加にて 5～10 単位として算定されます。算定方法の詳細は以下のホームページの「ｖ）学会認定専門医の更新に際しての単位算定」をご参照ください。

（日本専門医機構が認定する新専門医の移行要件について（有効期限が令和 8（2026）年 12 月 31 日の先生方向け））
https://www.jssoc.or.jp/modules/specialist/index.php?content_id=109

《７、外科専門医の有効期限が令和 9（2027）年 12 月 31 日までの方限定》

Ｑ１５、必要となる講習会受講は何単位分となるのか？

Ａ１５、外科専門医の有効期限が令和 9（2027）年 12 月 31 日までの会員におかれましては、準備期間が短い事情を踏まえ、日本専門医機構と個別に交渉した結果、一部要件を緩和し、従来の学会認定の学会参加も加算できることとなりました。
必要単位数は以下となります。

i）診療実績の証明：10 単位
⇒Q10 の要件を充たすことで、自動的に 10 単位が付与されます。

ii）専門医共通講習： 8 単位（8 種すべて必修）
⇒Q5 の共通講習における 1）～8）の受講が必要となります。

iii）外科領域講習： 15 単位（このうち 5 単位は外科総論講習を必修）
⇒Q5 の領域講習を 15 単位分受講する必要があります。

iv）学術業績・診療以外の活動実績： 2 単位
⇒本会定期学術集会 1 回以上の参加（2 単位/回）が必要となります。

ｖ）従来の学会認定の外科専門医更新に際しての研修実績：15 単位
⇒従来の学会認定の外科専門医更新に際しての研修実績として 15 単位が必要となります。
※ii)及び iii)については 1 時間あたり 1 単位の算定となりますが、ｖ）については 1 回の外科系定期学術集会への参加にて 5～10 単位として算定されます。算定方法の詳細は以下のホームページの「ｖ）学会認定専門医の更新に際しての単位算定」をご参照ください。

（日本専門医機構が認定する新専門医の移行要件について（有効期限が令和 9（2027）年 12 月 31 日の先生方向け））
https://www.jssoc.or.jp/modules/specialist/index.php?content_id=110

《８、その他》

Ｑ１６、3 回以上外科専門医を更新した場合は、診療実績が免除されるのか？

Ａ１６、従来の学会認定の外科専門医を含め、通算 3 回更新し、4 回目以降を新専門医で更新する場合におきましては、診療実績の証明について、NCD 登録に基づく診療実績評価の他、所定の手術手技に関する動画視聴（e-テスト付き）により代替することができます（オンライン申請時のみに限り可能)。
※手術手技に関する動画は、申請受付期間内に限り、申請ページから視聴可能です。